

山口県報

平成21年
3月13日
(金曜日)

目次

規則	一
毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則(業務課)	一
告示	一
保安林指定施業要件の変更(森林整備課)	一
道路の区域の変更(道路整備課)	二
道路の供用の開始(道路整備課)	二
小郡インター流通団地土地区画整理組合の事業計画の変更認可(都市計画課)	二
道路の位置の指定(建築指導課)	三
公告	三
特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民生活課)	三
大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出(商政課)	三
大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出(商政課)	四
大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)	五
農地保有合理化事業規程の変更の承認(農業経営課)	五
由宇都市計画特別用途地区の決定に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	五
岩国都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	五
玖珂都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	五
周東都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧(都市計画課)	六
開発行為に関する工事の完了(建築指導課)	六
宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明(住宅課)	六
雑報	六
争議行為の通知	六

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十一年三月十三日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第五号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則(昭和四十年山口県規則第九十六号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「次に掲げる書類」を「写真(縦四センチメートル、横三センチメートルとし、出願前六月以内に撮影した無帽、正面向き及び上半身像のもの)」に改め、各号を削る。

第十一条から第十四条までを次のように改める。

第十一条から第十四条まで 削除

別記第二号様式の添付書類1を削り、同添付書類2を同添付書類とする。

別記第四号様式から別記第八号様式までを次のように改める。

別記第四号様式から別記第八号様式までを次のように改める。

附 則

この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。



山口県告示第六百六号

森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の二第一項の規定により、保安林の指定施業要件を次のように変更する。

平成二十一年三月十三日

山口県知事 二井 関成

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
保安林の指定をする件(平成七年農林水産省告示第千四百四十九号)に定めるところ

による。

二 変更に係る指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法
変更しない。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種を、次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を山口県農林水産部森林整備課並びに下関市農林水産部農林整備課、萩市農林水産部林政課、長門市経済振興部農林課及び阿武町役場に備え置いて縦覧に供する。)

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

周南市大字徳山字第二栄谷七六六の一・字ウツケ谷七七九の二(以上二筆について次の図に示す部分に限る。)、字栄谷東側七八〇の一、字栄谷西側八一三の四、八一

三の六、八一六の一

二 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、周南市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のもとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び周南市経済部林政課に備え置いて縦覧に供する。)

山口県告示第百七号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十一年三月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道

路線名 東吉部秋吉線

道路の区域

区 間	旧新別		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
	新	旧			
美祢市秋芳町岩永下郷字森西二九三の二地先から同市秋芳町岩永下郷字四通り二二四の二地先まで	最狭 二・八・九	最狭 一・三・四	四八三・五	四八一・七	道路改良工事の完了による。

山口県告示第百八号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成二十一年三月十三日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
東吉部秋吉線	美祢市秋芳町岩永下郷字森西二九三の二地先から同市秋芳町岩永下郷字四通り二二四の二地先まで	平成二十一年三月十四日

山口県告示第百九号

土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第三十九条第一項の規定に基づき、小郡インター流通団地土地区画整理組合の事業計画の変更を次のとおり認可した。

平成二十一年三月十三日

山口県知事 二井 関成

一 土地区画整理組合の名称

小郡インター流通団地土地区画整理組合

二 事務所の所在地

山口市小郡下郷二二五番地の二

三 設立認可の年月日

平成八年九月十日

四 変更の内容

事業施行期間を平成八年九月十日から平成二十五年三月三十一日までとする。

五 変更認可の年月日

平成二十一年三月十三日

山口県告示第百十号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第四十二条第一項第五号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

その関係図面は、長門土木建築事務所に備え付けて縦覧に供する。

平成二十一年三月十三日

山口県知事 二井 関成

地名及び番地	幅員 (メートル)	延長 (メートル)	道路の敷地となる土地の面積 (平方メートル)
長門市東深川字広昌三三四九の一	四・五	三三・二	一四九・三二



(八二) 特定非営利活動法人の設立の認証の申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第十条第一項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請がありました。

同項第一号、第二号イ、第五号、第七号及び第八号に掲げる書類は、平成二十一年四月

月二十七日までの間、山口県環境生活部県民生活課及び山口県萩県民局において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年三月十三日

山口県知事 二井 関成

一 申請のあった年月日

平成二十一年二月二十五日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

名称 ゆうゆうグリーン依山

代表者の氏名 藤永 義彦

主たる事務所の所在地 長門市依山二二〇二番地の二

三 定款に記載された目的

依山地域及びその近隣の都市に居住する人々に対して、依山の自然の活用に係る情報の収集及び発信、意識の啓発等に関する事業を行うとともに、自然環境を守りながら、住民及び団体のネットワークの構築並びに新産業の創出を図ることにより、依山地域の活性化に寄与すること。

(八三) 大規模小売店舗立地法第六条第一項の規定による届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。

当該届出は、平成二十一年三月十三日から同年七月十三日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年三月十三日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ホームセンタージュンテンドー周南店

所在地 周南市道源町八番二〇号

二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 住 株式会社ベスト電器 所 代表者の氏名 濱田 孝

住所 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号

三 変更に係る事項の概要

変更に係る事項	変更前	変更後

大規模小売店舗を設置する者の
代表者の氏名

有 園 憲一

濱 田 孝

四 届出年月日
平成二十一年二月二十五日
五 変更年月日
平成二十年四月一日

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ホームセンタージュンテンドー周南店
所在地 周南市道源町八番一〇号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 濱田 孝
三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社ベスト電器	株式会社ベスト電器	ベスト電器周南店	ホームセンタージュンテンドー周南店
株式会社岩崎宏健堂	株式会社岩崎宏健堂	株式会社岩崎宏健堂	—
株式会社ベストファミリ	株式会社ベストファミリ	株式会社ベストファミリ	—
株式会社ジュンテンドー	株式会社ジュンテンドー	株式会社ジュンテンドー	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	大規模小売店舗において小売業を行う者の住所	—	島根県益田市下本郷町二〇六の五
大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	大規模小売店舗において小売業を行う者の代表者の氏名	—	飯塚 正

四 届出年月日
平成二十一年二月二十五日
五 変更年月日
平成二十一年四月十六日

(八四) 大規模小売店舗立地法第六条第二項の規定による届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する届出に係る事項の変更の届出がありました。
当該届出及び経済産業省令で定める事項を記載した書類は、平成二十一年三月十三日から同年七月十三日までの間、山口県商工労働部商政課並びに周南市経済部商工観光課、周南市新南陽総合支所、周南市熊毛総合支所及び周南市鹿野総合支所において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年三月十三日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地
名 称 ホームセンタージュンテンドー周南店
所在地 周南市道源町八番一〇号
二 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名
名 称 住 所 代表者の氏名
株式会社ベスト電器 福岡市博多区千代六丁目二番三三三号 濱田 孝
三 変更に係る事項の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称	変 更 前	変 更 後
株式会社ジュンテンドー	株式会社ジュンテンドー	—	—
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻	—	午前八時三〇分
大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻	—	午後八時
大規模小売店舗において小売業を行う者の営業時間	大規模小売店舗において小売業を行う者の営業時間	午前零時から午後二時まで	午前八時三〇分から午後八時三〇分まで
大規模小売店舗において小売業を行う者の営業時間	大規模小売店舗において小売業を行う者の営業時間	午前零時から午後二時まで	午前八時三〇分から午後八時三〇分まで

四 届出年月日
平成二十一年二月二十五日
五 変更年月日
平成二十一年四月十六日

(八五) 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第八条第一項の規定により、平成二十年十月十七日山口県公告(三九八)に係る大規模小売店舗について次のとおり宇部市から意見を聴きました。

当該意見は、平成二十一年三月十三日から同年四月十三日までの間、山口県商工労働部商政課及び宇部市経済部商業観光課において公衆の縦覧に供します。

平成二十一年三月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ファッションセンターしまむら昭和店

所在地 宇部市昭和町四丁目五二五

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

(八六) 農地保有合理化事業規程の変更の承認

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号)第八条第一項の規定により、農地保有合理化事業規程の変更を次のとおり承認しました。

平成二十一年三月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 農地保有合理化法人の主たる事務所の所在地及び名称

下関市南部町一番一号

下関市

二 農地保有合理化事業の種類

(一) 農地売買等事業

(二) 研修等事業

(八七) 由宇都市計画特別用途地区の決定に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十条第一項の規定による由宇都市計画特別用途地区の決定に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に

供します。

平成二十一年三月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

由宇都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(八八) 岩国都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による岩国都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年三月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

岩国都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(八九) 玖珂都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による玖珂都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年三月十三日

山口県知事 二井 関 成

一 都市計画の種類及び名称

玖珂都市計画特別用途地区
 二 都市計画の図書の写しの縦覧場所
 山口県土木建築部都市計画課

(九〇) 周東都市計画特別用途地区の変更に係る図書の写しの縦覧

岩国市から都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第二十条第一項の規定による周東都市計画特別用途地区の変更に係る同法第十四条第一項に規定する図書の写しの送付があったので、同法第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定に基づき、当該図書の写しを次のとおり縦覧に供します。

平成二十一年三月十三日

山口県知事 二井 関成

一 都市計画の種類及び名称

周東都市計画特別用途地区

二 都市計画の図書の写しの縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課

(九一) 開発行為に関する工事の完了

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成二十一年三月十三日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

防府市大字浜方字古浜横入川

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

福岡市東区多の津一丁目二番二号

株式会社トリアルカンパニー

(九二) 宅地建物取引業者の事務所の所在地の不明

次の宅地建物取引業者については、その事務所の所在地を確知できないので、宅地建物取引業法(昭和二十七年法律第百七十六号)第六十七条第一項の規定により公告します。

なお、この公告の日から三十日を経過しても当該宅地建物取引業者から申出がないときは、当該宅地建物取引業者の免許を取り消すことがあります。

平成二十一年三月十三日

山口県知事 二井 関成

名称	代表者の氏名	事務所の所在地	免許番号	免許年月日
株式会社アイシヨウ コーポレーション	木原 龍夫	下関市形山みどり町二三番四一〇一号	山口県知事(一)第三一六五号	平成一七、一〇、一三



争議行為の通知

労働関係調整法(昭和二十一年法律第二十五号)第三十七条第一項の規定により、山口赤十字病院労働組合から、次のとおり争議行為を行う旨の通知がありました。

平成二十一年三月十三日

山口県知事 二井 関成

一 事件

(一) 労働条件の改善の要求に関する件

(二) 増員の要求に関する件

二 日時

平成二十一年三月十四日以降本問題の解決に至るまでの期間

三 場所

総合病院山口赤十字病院において山口赤十字病院労働組合に所属する組合員が従事する全職場

四 概要

あらゆる形の争議行為を実施する。